

# 建築士のみなさん、あなたの知識や技術力が 地震被災地の方々の「安心安全」に一役！

## 京都府地震被災建築物応急危険度判定士への **登録・更新**をお願いします。

### ■被災建築物応急危険度判定とは

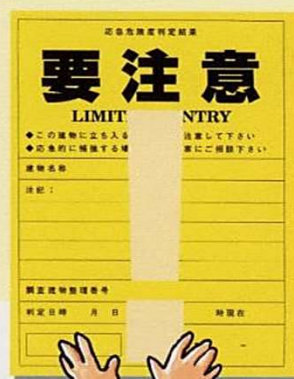


#### 被災建築物応急危険度判定とは…

地震により被災した建物が、その後に発生する余震等で倒壊したり物が落下して、人命に危険をおよぼす恐れがあります。そのため、被災後すぐに、地方公共団体により、応急危険度判定士が被災建築物の調査を行い、その建物が使用できるか否かを応急的に判定することをいいます。この調査は無料です。また罹災証明のための被害調査ではありません。



(赤紙)この建物に  
立ち入ることは危険です



(黄紙)この建物に  
立ち入る場合は  
十分注意して



(緑紙)この建物は  
使用可能です

#### 応急危険度判定士とは…

応急危険度判定士は、都道府県知事が認めた建築技術者で、ヘルメットシール、腕章等で明示され、身分を証明する判定士登録証等を常時携帯しています。

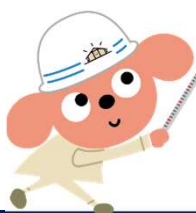


#### 調査結果の表示は…

応急危険度判定による調査結果は、「危険」・「要注意」・「調査済」の三種類のステッカーで、建物の出入口等の見やすい場所に表示します。

判定結果に対する問い合わせ先は、判定ステッカーに記入されています。

### ■過去の地震における被災建築物応急危険度判定



大阪府北部地震(H30)  
判定建物 9,458棟  
参加判定士延べ 1,091人

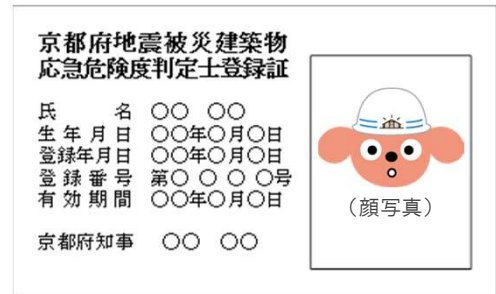
熊本地震(H28)  
判定建物 57,570棟  
参加判定士延べ 6,819人

京都府建設交通部建築指導課 (075-414-5349)

# 地震被災地の方々の「安心安全」のために 建築士のみなさんの力が必要です！

## ■ 応急危険度判定士とは

応急危険度判定士は、被災地において地元市町村長または、都道府県知事の実務により応急危険度判定を行う技術者です。ボランティアとして協力いただける建築技術者を対象に、都道府県知事が講習会等を実施して認定登録します。



## ■ 応急危険度判定士の養成・登録について

京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会では、平成8年度から登録判定士1500名を目標に、判定士の養成と登録を行っています。判定士の登録証は、**5年ごとに更新**が必要です。緊急時に連絡がとれるよう最新の情報を登録してください。

### 【登録資格】

- 次のいずれかに該当する者で、府内に在住又は勤務する者
- 一級建築士、二級建築士または木造建築士、特定建築物調査員
- その他、同等以上の知識及び能力を有する者として知事が認めた者

### 【新規登録の手順】

京都府地震被災建築物応急危険度判定士講習会への申し込み  
↓  
講習会受講  
↓  
登録申請(窓口へ)  
↓  
登録証交付

### 【更新の手順】

更新届(窓口へ)  
↓  
登録証交付

登録・更新様式はこちらから



詳しくは、京都府建設交通部建築指導課まで  
(075-414-5349) [kenchiku@pref.kyoto.lg.jp](mailto:kenchiku@pref.kyoto.lg.jp)

